

計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・医薬品、給食材料一最終仕入原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産(リース資産を除く)一平成19年3月31日以前に取得したもの一旧定額法
- ・有形固定資産(リース資産を除く)一平成19年4月1日以降に取得したもの一定額法
- ・無形固定資産(リース資産を除く)一定額法

(4) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金一職員に対して将来支給する退職金のうち、法人の負担する社会福祉法人高知県社会福祉協議会を実施主体とする退職共済制度掛金相当額を退職給付引当金に計上し、退職給付引当金と同額の退職給付引当資産を計上するものとする。
- ・賞与引当金一職員の賞与の支給に備えるため、翌年度の支給見込額のうち当年度の負担に属する金額を計上している。
- ・徴収不能引当金一計上しない。

(5) リース取引の処理方法

- ・通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。掛金は「退職給付費用一共済掛金(福祉医療機構)」の科目で費用処理している。社会福祉法人高知県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している。掛金は、「退職給付引当資産」の科目で資産に計上している。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- ・法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)
- ・事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)
- ・社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
- ・公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
- ・収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

各拠点におけるサービス区分の内訳 (1) 法人本部拠点

- 法人本部(土佐)
- 法人本部(幡多)

(2) 土佐希望の家 医療福祉センター(社会福祉事業)

- 医療型障害児入所施設
- 療養介護事業
- 短期入所事業
- 障害児等療育支援
- 児童発達支援事業
- 保育所等訪問支援事業
- 放課後等デイサービス
- 生活介護事業
- 障害児相談支援
- 特定相談支援事業
- 相談支援受託事業

(3) 幡多希望の家 医療福祉センター (社会福祉事業)□

- 療型障害児入所施設
- 療養介護事業
- 短期入所事業
- 障害児等療育支援事業
- 児童発達支援事業 (重心児)
- 放課後等デイサービス (重心児)
- 保育所等訪問支援事業 (重心児)
- 児童発達支援事業 (重心児以外)
- 放課後等デイサービス (重心児以外)
- 保育所等訪問支援事業 (重心児以外)
- 生活介護事業
- 障害児相談支援事業
- 特定相談支援事業
- 相談支援受託事業
- 地域生活支援受託事業

(4) 収益事業 (収益事業)□

- 法人本部

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	376,133,335	0	0	376,133,335
建物	1,385,880,668	3,404,390	76,897,132	1,312,387,926
合計	1,762,014,003	3,404,390	76,897,132	1,688,521,261

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

8. 担保に供している資産
該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	2,877,486,111	1,565,098,185	1,312,387,926
小計	2,877,486,111	1,565,098,185	1,312,387,926
その他の固定資産			
建物	43,572,146	29,757,291	13,814,855
構築物	137,429,208	105,752,599	31,676,609
機械及び装置	59,582,124	57,446,911	2,135,213
車輛運搬具	58,636,482	54,576,915	4,059,567
器具及び備品	451,282,425	356,871,355	94,411,070
有形リース資産	17,816,760	17,556,696	260,064
小計	768,319,145	621,961,767	146,357,378
合計	3,645,805,256	2,187,059,952	1,458,745,304

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	393,946,254	0	393,946,254
未収金	8,391,908	0	8,391,908
未収収益	2,228,512	0	2,228,512
合計	404,566,674	0	404,566,674

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

12. 関連当事者との取引の内容
該当なし

13. 重要な偶発債務
該当なし

14. 重要な後発事象
該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け
該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（法人本部拠点区分拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 満期保有目的の債券等－償却原価法（定額法）
 (2) 固定資産の減価償却の方法 有形固定資産）一定額法

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

事業区分別内訳表（会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式）

サービス区分の内訳

(1) 法人本部拠点

法人本部（土佐）

法人本部（幡多）

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
構築物	280,000	35,933	244,067
小計	280,000	35,933	244,067
合計	280,000	35,933	244,067

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	5,294	0	5,294
未収収益	2,228,512	0	2,228,512
合計	2,233,806	0	2,233,806

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（土佐希望の家 医療福祉センター拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 満期保有目的の債券等－償却原価法（定額法）

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 医薬品、給食材料－最終仕入原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産（リース資産を除く）－平成19年3月31日以前に取得したもの－旧定額法
- ・有形固定資産（リース資産を除く）－平成19年4月1日以降に取得したもの－定額法
- ・無形固定資産（リース資産を除く）－定額法

(4) 引当金の計上基準

・退職給付引当金－職員に対して将来支給する退職金のうち、法人の負担する社会福祉法人高知県社会福祉協議会を実施主体とする退職共済制度掛金相当額を退職給付引当金に計上し、退職給付引当金と同額の退職給付引当資産を計上するものとする。 賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、翌年度の支給見込額のうち当年度の負担に属する金額を計上している。 徴収不能引当金－計上しない。

(5) リース取引の処理方法 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。掛金は「退職給付費用－共済掛金（福祉医療機構）」の科目で費用処理している。

社会福祉法人高知県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している。掛金は、「退職給付引当資産」の科目で資産に計上している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

・拠点区分の計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）

拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙3（⑩））

サービス区分の内訳

(1) 社会福祉事業（社会福祉事業）

医療型障害児入所施設

療養介護事業 短期入所事業

障害児等療育支援 児童発達支援事業

保育所等訪問支援事業 放課後等デイサービス

生活介護事業 障害児相談支援

特定相談支援事業 相談支援受託事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	283,539,799	0	0	283,539,799
建物	981,015,997	3,165,800	48,769,450	935,412,347
合計	1,264,555,796	3,165,800	48,769,450	1,218,952,146

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供している資産は以下のとおりである。

基本財産 土地 278,088,839円

基本財産 建物 935,412,347円

213,501,186円

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	1,868,561,808	933,149,461	935,412,347
小計	1,868,561,808	933,149,461	935,412,347
その他の固定資産			
建物	27,987,508	20,012,606	7,974,902
構築物	104,843,230	80,544,362	24,298,868
機械及び装置	59,582,124	57,446,911	2,135,213
車輛運搬具	27,469,998	26,770,190	699,808
器具及び備品	313,436,676	234,670,616	78,766,060
小計	533,319,536	419,444,685	113,874,851
合計	2,401,881,344	1,352,594,146	1,049,287,198

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	279,990,642	0	279,990,642
未収金	4,930,508	0	4,930,508
合計	284,921,150	0	284,921,150

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（幡多希望の家 医療福祉センター拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・医薬品・給食材料－最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産（リース資産を除く）－平成19年3月31日以前に取得したもの－旧定額法
- ・有形固定資産（リース資産を除く）－平成19年4月1日以降に取得したもの－定額法
- ・無形固定資産（リース資産を除く）－定額法

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金－職員に対して将来支給する退職金のうち、法人の負担する社会福祉法人高知県社会福祉協議会を実施主体とする退職共済制度掛金相当額を退職給付引当金に計上し、退職給付引当金と同額の退職給付引当資産を計上するものとする。

・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、翌年度の支給見込額のうち、当年度の負担に属する金額を計上している。

- ・徴収不能引当金－計上しない。

(4) リース取引の処理方法

- ・通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。掛金は「退職給付費用－共済掛金（福祉医療機構）」の科目で費用処理している。

社会福祉法人高知県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している。掛金は「退職給付引当資産」の科目で資産に計上している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- ・拠点区分の計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
- ・拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙3（㊸））

※サービス区分の内訳

(1) 社会福祉事業

医療型障害児入所施設
療養介護事業
短期入所事業
障害児等療育支援事業
児童発達支援事業（重心児）
放課後等デイサービス（重心児）
保育所等訪問支援事業（重心児）
児童発達支援事業（重心児以外）
放課後等デイサービス（重心児以外）
保育所等訪問支援事業（重心児以外）
生活介護事業
障害児相談支援事業
特定相談支援事業
相談支援受託事業
地域生活支援受託事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	92,593,536	0	0	92,593,536
建物	404,864,671	238,590	28,127,682	376,975,579
合計	497,458,207	238,590	28,127,682	469,569,115

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	1,008,924,303	631,948,724	376,975,579
小計	1,008,924,303	631,948,724	376,975,579
その他の固定資産			
建物	15,584,638	9,744,685	5,839,953
構築物	32,305,978	25,172,304	7,133,674
車輛運搬具	31,166,484	27,806,725	3,359,759
器具及び備品	137,845,749	122,200,739	15,645,010
有形リース資産	17,816,760	17,556,696	260,064
小計	234,719,609	202,481,149	32,238,460
合計	1,243,643,912	834,429,873	409,214,039

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	113,950,318	0	113,950,318
未収金	3,461,400		3,461,400
合計	117,411,718	0	117,411,718

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（収益事業拠点区分用）

1. 重要な会計方針
該当なし
2. 重要な会計方針の変更
該当なし
3. 採用する退職給付制度
該当なし
4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分
当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。
収益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）

サービス区分の内訳
（1）収益事業（収益事業）
法人本部
5. 基本財産の増減の内容及び金額
該当なし
6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし
7. 担保に供している資産
担保に供されている資産は以下のとおりである。

その他の固定資産 土地7,905,950円
 合計 17,905,950円
8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
該当なし
9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし
10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし
11. 重要な後発事象
該当なし
12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし